

喜多方市 J-クレジット 販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、喜多方市が取得したオフセット・クレジット（以下「J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む者に販売することについて定めるものとする。

(購入の申込み)

第2条 J-クレジットの購入希望者は、購入申込書（様式第1号）を喜多方市に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

(1) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者、団体等

(2) その他、J-クレジットの販売先として適切でないと認められる事業者、団体等

2 前項による申込みがあり、必要と認める場合は、購入希望者からJ-クレジット使用に関する資料の提出を求めることができる。

3 申込みは、1トン（t-CO₂）単位で行うものとし、最低販売数量は1トン（t-CO₂）とする。

(購入者の決定)

第3条 前条第1項の申込みがあった場合は、先着順に当該申込内容について、J-クレジットの使用に関する妥当性を確認し、購入者及び購入額を決定するものとする。

2 前項の決定をしたときは、決定した購入者に書面により通知するものとする。

(売買代金の納付)

第4条 購入者は、J-クレジットの売買代金を、喜多方市が指定する期日までに、喜多方市が発行する納入通知書により納入するものとする。

(J-クレジットの移転または無効化)

第5条 購入者からの売買代金の納入を確認した後、喜多方市はJ-クレジット登録簿システムの操作によって、喜多方市の保有口座から購入者が指定する保有口座へ販売したJ-クレジットの移転手続きを行うものとする。ただし、購入者が口座を保有しない場合については、喜多方市の保有口座から購入者へ販売したJ-クレジットの無効化手続きを行うものとする。

(購入後の報告)

第6条 喜多方市は、J-クレジットの購入者に対し、J-クレジットの使用内容について報告を求めることができるものとする。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入したJ-クレジットの使用内容について報告するものとする。

(証明書の発行)

第7条 喜多方市は、J-クレジット販売の証として、証明書の発行を希望する購入者に対し、証明書を発行することができるものとする。

(裁判管轄)

第8条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、福島県喜多方市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、喜多方市と購入者又は予約者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

喜多方市J-クレジット購入申込書

喜多方市J-クレジット販売要領に基づき、以下のとおりJ-クレジット購入を申し込みます。

購入希望者	事業者名	
	代表者名印	
	住 所	〒
	電話番号	()
	ファクシミリ	()
	メールアドレス	
	担当部署 担当者名	
購入目的	※ 使用者、使用内容、使用量、使用時期等が決まっていれば記載してください。	
購入希望数量	トン(t-C02)	
契約希望時期		
プレス発表等に関する希望	※ 希望する公表内容、公表時期を記載すること。	
喜多方市ホームページでの掲載について	<p>いずれかに、○を付けてください。</p> <p>ア 社名等の固有名称は、ホームページで公表しないことを希望します。</p> <p>イ 社名等の固有名称を、ホームページで公表してかまいません。</p>	
その他		